

令和4年2月10日

＜公益財団法人千葉県産業振興センター 一般事業主行動計画＞

この度、当センターでは、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を下記のとおり策定しましたので、周知いたします。

1 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

2 目標

- ① 時間外労働に係わる業務を令和3年度実績比で令和8年度までの5ヶ年間に於いて年平均15%の削減を目指す。
- ② 管理職に占める女性比率を35%以上にする。

3 目標を達成するための対策の内容と実施時期

- ① かねてから、懸案事項であった残業時間削減の取り組み強化の一貫として、原則として、毎週水曜日をノー残業デーまた、毎年8月をノー残業推進月間として定め、終業時間(17時15分)帰社を実施する。
- ② 管理職の手前の職階(主幹・主査)にあたる女性職員を対象とした、管理職に必要なマネジメント能力等の養成を目的とした研修を年1回以上実施する。